



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年6月1日 曜日 第715号外2

◇ 目 次 ◇

人事委員会規則

- 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
 (人事委員会事務局) 1

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則12—80

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12—1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第1条の3 条例第3条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 由</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(8) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人、被害者参加人等</u>として官公署へ出頭する場合</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>(10)～(26) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 省略</p>	事 由	期 間	(1)～(8) 省略		(9) 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人等</u> として官公署へ出頭する場合	省略	(10)～(26) 省略		<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第1条の3 条例第3条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 由</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(8) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 裁判員、証人、鑑定人<u>又は参考人等</u>として官公署へ出頭する場合</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>(10)～(26) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 省略</p>	事 由	期 間	(1)～(8) 省略		(9) 裁判員、証人、鑑定人 <u>又は参考人等</u> として官公署へ出頭する場合	省略	(10)～(26) 省略	
事 由	期 間																
(1)～(8) 省略																	
(9) 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人等</u> として官公署へ出頭する場合	省略																
(10)～(26) 省略																	
事 由	期 間																
(1)～(8) 省略																	
(9) 裁判員、証人、鑑定人 <u>又は参考人等</u> として官公署へ出頭する場合	省略																
(10)～(26) 省略																	

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12—4)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第2条の3 条例第4条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 由</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(7) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人、被害者参加人等</u>として官公署へ出頭する場合</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	事 由	期 間	(1)～(7) 省略		(8) 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人等</u> として官公署へ出頭する場合	省略	<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第2条の3 条例第4条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 由</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(7) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 裁判員、証人、鑑定人<u>又は参考人等</u>として官公署へ出頭する場合</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	事 由	期 間	(1)～(7) 省略		(8) 裁判員、証人、鑑定人 <u>又は参考人等</u> として官公署へ出頭する場合	省略
事 由	期 間												
(1)～(7) 省略													
(8) 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人等</u> として官公署へ出頭する場合	省略												
事 由	期 間												
(1)～(7) 省略													
(8) 裁判員、証人、鑑定人 <u>又は参考人等</u> として官公署へ出頭する場合	省略												

場合		場合	
(9)~(24) 省略		(9)~(24) 省略	
2~4 省略		2~4 省略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。